

令和5年第2回臨時委員会

- 1 日 時 令和5年8月30日（水）11時00分から11時15分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野村有信
委員 毛利徹也
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 5名

4 議 事

議 案

- 1 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）の選挙期日等の決定について
- 2 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）の執行計画の策定について

報 告

- 1 令和5年9月3日執行立川市長選挙立候補届出状況について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和5年第2回臨時委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日、臼井委員から、御欠席との届出をいただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴人の方々に申し上げます。</p> <p>傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会 傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は、2件の議案と1件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の議案第2号は、公表前情報であることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
委員長	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 東京都議会議員補欠選挙（立川市選挙区）の選挙期日等の決定について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	《議案第1号について説明》
委員長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委員	都議会議員の補欠選挙の期日は、選挙準備に一定期間必要なことなどを踏まえ、決定する必要がありますが、準備状況はどのようになっていますか。
事務局	<p>現在、投票用紙の印刷、選挙の五つ道具の作成など、選挙執行に必要な各種契約の準備を進めているところです。受託事業者の説明によれば、工場の稼働状況や資材調達の都合などから短期間での納品が難しく、それぞれ1か月程度の時間が必要になるとの状況を確認しております。</p>
委員	<p>選挙期日の設定に当たって、準備に一定の期間が必要であるということは理解できます。さらに、補欠選挙の対象選挙区となる立川市については、現在、市長選の選挙期間の最中であり、大田区の場合と同様に、選挙が連続する立川市選管には、相当な負担があるのではないかと心配しております。この度の都議補選について、立川市選管の意向や、連携体制についてはどのようになっているのか伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>市選管とはこれまでも、都議会議員の市長選立候補の動向など、報道情報等適時共有し、事務局間で緊密に連携しているところです。委員御指摘のとおり、立川市選管は、市長選後には収支報告書の受付事務のほか、選挙争訟への対応等も含め、相当量の事務の発生を想定しております。このため、都議補選の執行については、可能な限り準備期間を長く取ってみたいとの意向を示しているところです。また、市選管が担う立候補届出の受付事務や投開票事務</p>

以外に、都選管が行う投票用紙や選挙公報作成などにも一定の事務処理期間が必要になると考えております。

委員 もう1点、感染症対策について伺いたいと思います。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となって以降、6月の大田区選挙区での都議補選から選挙執行における対策のあり方も変わってきたことと思います。一方で、依然として多くの感染者がいるという報道もあります。今回の都議補選では、どのような対策を講ずる予定でしょうか。また、最近では熱中症被害が増大しているようですが、今回の選挙での対策はどうなっているか伺いたいと思います。

事務局 委員御指摘のとおり、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが見直されたところですが、国や都保健医療局などとも連携を取りつつ、基本的感染対策の考え方に準じた適切な対応を講じてまいります。熱中症対策については、都としても今夏における熱中症被害の増大に伴い、各種対策の強化に取り組んでいるところですが、今回の都議補選は10月の執行の見込みもありますので、選挙執行時における熱中症リスクは一定程度の減少が見込まれるものと考えております。選挙執行時期に厳しい残暑や熱中症リスクが予想される場合は、昨夏の参院選時の事例なども踏まえ、気温や湿度に応じた適切な対策を講じてまいります。

委員長 これまでの事務局の説明で、都議補選に関しては、一定の準備期間が必要であることは予想できます。また、現場の運営に当たる立川市選管の意向としても可能な限り長い準備期間を求める声があります。これらの状況を踏まえ、公選法に定める50日以内の期間の中では、最も遅い日曜日となる10月15日を選挙期日とすることが有効かつ適切であると考えられます。このことについて、皆さまの御異議はないでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、今般の都議会議員補欠選挙については、議案のとおり、10月15日を選挙期日に決定することで御異議はありませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。
それでは、報告事項第1 令和5年9月3日執行立川市長選挙立候補届出状況について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長

御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。

これより非公開審議に入ります。